

○坂下賢副委員長 続いて、日本共産党宮城県会議員団の質疑を行います。

なお、質疑時間は答弁を含めて十五分です。また、資料配布の申出がありましたので、資料をお手元に配布しております。大内真理委員。

○大内真理委員 頻発化・激甚化する自然災害に備え、防災・減災に向けた対策が喫緊です。再生可能エネルギーで森林が破壊されては意味がないと知事は発言されたのですが、森林の乱開発に対する規制は一刻の猶予もないという認識・危機感はお持ちですか、伺います。

○村井嘉浩知事 森林は、二酸化炭素の吸収源であるほか、水源の涵養や環境の保全といった多面的機能を有し、先人たちが大切に守ってきた県民の共有の財産であると考えておりまして、私もそのような認識でございます。

○大内真理委員 知事肝煎りの新たな税の導入の前に、まずは太陽光発電施設の設置等に関する条例の規制対象範囲を、現在の県土の1%から県土の約60%を占める森林全体に拡大すること、大規模風力発電施設を対象に含めることが緊急に必要なだと考えますが、いかがでしょうか。

○佐藤靖彦環境生活部長 太陽光発電施設の設置等に関する条例で規定しました設置規制区域は、土砂災害の発生を防止することを目的に、法令で開発行為等が規制されている区域を設定したものであります。このため、森林全体を土砂災害リスクが高い区域と同様に設置規制区域に含めることは、条例の目的に照らして過度な規制になると考えているところでございます。また、大規模風力発電施設を条例の対象とすることにつきましては、太陽光発電は小規模なものも含め件数が多く、事業の把握が困難であるほか、比較的短期間で地形を選ばず設置できる特殊性を有していることなどから、条例による規制が必要と考えたものであります。大規模風力発電は、環境影響評価や林地開発許可など、既存の法令等の手続の中で、住民とのコミュニケーションや環境への配慮等の機会が確保されているものと認識しております。以上のことから、これらについて現時点で条例を改正することは考えておりませんが、引き続き国や他県の動きも注視しながら、必要な検討は続けてまいりたいと考えております。

○大内真理委員 この条例でメガソーラーの規制対象範囲とされたのは、県土のたった1%です。知事、本当にこのままでいいのでしょうか、伺います。

○佐藤靖彦環境生活部長 先ほども答弁申し上げましたけれども、この条例の趣旨は、土砂災害等の危険の想定されている区域を規制したというものでございまして、条例自体の目的につきましては、適切な太陽光パネルの設置が行われるということも目的にしておりますので、そういった条例の趣旨に照らして考えたところでございます。

○大内真理委員 新たな税の納税対象者を新規着工施設事業者としてしまえば、駆け込み着工や駆け込み事業を呼び込み、逆効果になる場合もあるとの指摘があります。知事、いかがでしょうか。

○佐藤靖彦環境生活部長 新たな税制度の課税対象における稼働済みや着工済みの発電施設の取扱いにつきましては、今後、有識者等の意見を聞きながら検討していくこととしてございますけれども、新税の目的が再エネ施設の適地への誘導であることを踏まえると、現時点では、課税対象としないことを念頭に考えているところでございます。なお、大規模な事業については、環境影響評価や林地開発許可など、他法令での手続に時間を要することなどから、施行目標時期である令和六年四月までに駆け込みで着工することは困難な状況にあるものと認識してございます。県といたしましては、課税対象となるか否かにかかわらず、太陽光発電施設の設置等に関する条例等に基づき、関係法令の遵守や地域住民との合意形成を丁寧に進め、適切な対応を行うことなどを事業者に対ししっかりと指導してまいりたいと考えております。

○大内真理委員 二〇一九年台風十九号で甚大な被害を受けた丸森町では、事業者二社による合計二十七基の大規模風力発電計画が進行中です。うち一社の環境アセスの第一段階である配慮書への意見募集は、台風十九号が丸森町を襲った三日後に締め切られました。その被害の真ただ中に置かれたままの住民をよそに、アセス手続は粛々と進められました。住民の皆さんが計画の全貌をようやく把握できたのは、今年に入ってから。既に第三段階の方法書まで進んでいます。コロナ禍を理由に、住民説明会は行われませんでした。このように、既存法令等の手続だけでは、住民が知らないうちに事業が進んでしまうことを止められません。住民を救済するには、やはり県独自のルールが不可欠だと考えます。計画段階での住民説明会を義務づける太陽光発電施設の設置等に関する条例の対象に大規模風力発電も含めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○佐藤靖彦環境生活部長 太陽光発電施設は、その多くが環境影響評価に該当しない小

規模のものであることも考慮し、太陽光発電の設置等に関する条例を定め、地域住民への説明などを義務化したところでございます。一方、大規模風力発電は、そのほとんどが環境影響評価の対象となり、その手続の中で住民とのコミュニケーションや環境への配慮等の機会が確保されているものと認識しております。このため、風力発電については既存の法令等で対応可能であると認識しており、条例の対象に含めることは現時点で考えておりませんが、引き続き、関係法令の遵守や地域住民との合意形成などについて適切に対応するよう、事業者に対ししつかり指導してまいりたいと考えております。

○大内真理委員 丸森町で風力発電を行おうとしている事業者の住民説明会の資料や提出されたアセス配慮書には、本事業は、事業地選定の段階で、宮城県が作成・公表したゾーニングマップで導入可能エリアである丸森町を選定したとはつきり記載されていません。県北部の加美町や栗原市、大崎市鳴子の広大なエリアに計画されている合計二百基近くの風力発電計画も、宮城県作成のゾーニングマップと重なります。県全域ゾーニングマップが、結果として大規模風力発電計画を次々と県内に呼び込んだことに対する県の責任をどうお考えでしょうか、伺います。

○佐藤靖彦環境生活部長 風力発電のゾーニングマップは、環境保全と風力発電の導入促進の両立及び事業者の負担軽減を図るため、県内全域を対象に、環境保全等を優先すべきエリアや風力発電の導入可能性を有するエリアなどに区分し、平成三十年五月に公表したものでございます。このゾーニングマップは、県内における地理的・法的規制状況などを調査し、地図上で重ね合わせたものであり、仮に導入可能性エリアに設置する場合であっても、環境影響評価制度などの各種法令に基づく手続が軽減・緩和されるものではなく、あくまでも事業者が風力発電の導入計画を検討するに当たったの参考資料としての位置づけでございます。また、ゾーニングマップの策定に際しましては、パブリックコメントを行うとともに、市町村への意見照会も実施したところでございます。更に、県内における風力発電計画の現状を見ますと、ゾーニングマップ上の導入可能性エリアと重なるものもあれば、それ以外のものも多くあり、事業者が事業の実施地域を選定するに当たりましては、ゾーニングマップのみならず、土地の確保や収益性などを総合的に判断して、事業化を計画しているものと考えております。

○大内真理委員 宮城県は、二〇一八年に作成したゾーニングマップを県のホームページ

ジで公開していましたが、今年七月上旬に非公開としています。環境省は、公開が望ましいとしています。県は、事業者向けの資料なので閲覧希望者に個別に対応していると説明します。ほかの自治体ではゾーニングマップの見直しを随時行ってきましたが、宮城県は現時点でマップ本体の見直しを行っていません。これ以上の大規模風力発電による乱開発を宮城県に呼び込まないように、全面的に見直すべきと考えますがいかがでしょうか。

○佐藤靖彦環境生活部長 再エネ施設の事業計画をめぐっては、土砂災害や景観、環境への悪影響を懸念する住民の声が大きことから、市町村が独自に規制条例を制定するケースが増えてきており、再エネ施設の設置に係る市町村の受け止めは、ゾーニングマップを作成した当初から大きく変化しているものと認識しております。そのような中、昨年五月の地球温暖化対策推進法の改正により、市町村が再エネ施設の設置を促進するための促進区域を定めることができるものとされたところです。これらの状況を踏まえ、今後は、県が県内全域のゾーニングマップを示す方法ではなく、市町村が地域の実情や住民の意向などを踏まえて促進区域の設定を行うことなどを通じて、再エネ施設を適地へ誘導することが望ましいと考えており、県としては、そのような市町村の取組を支援してまいりたいと考えております。

○大内真理委員 環境省作成の風力発電に係るゾーニングマニュアル第一版に基づき、宮城県の現ゾーニングマップは、本来、国土保全の観点から、土砂災害警戒区域などの指定区域を除外すべきでした。例えば、丸森町だけでも、砂防三法に係る砂防指定地は九十九か所、土砂災害警戒区域等は八百七十四か所もあります。このようなところを外していない現ゾーニングマップは、人命に関わる重大な欠陥があると言えます。まずは最低でも、現ゾーニングマップ本体から丸森町はじめ全域の国土保全に係る指定地域を一刻も早く外すべきです。これは要望いたします。

県は今後、みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略の中で新しいゾーニングマップをつくる方向を示していますが、方針を決定する前に、住民への説明と意見交換を尽くし、十分な合意を得なければなりません。知事いかがですか。

○佐藤靖彦環境生活部長 現在策定中の仮称みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略では、県が促進区域から除外する区域の基準を示し、それを踏まえて、市町村が地域

の実情に応じてポジティブゾーニングである促進区域を定めることができることとなるため、今後は、その促進区域が再エネ施設を適地に誘導するものとして、市町村におけるゾーニングマップの役割を担うこととなると考えております。また、市町村が促進区域を設定するに当たりましては、地域住民や関係団体等を構成員とした協議会を設置して議論することなどが国のマニュアルで示されており、これにより、地域における適切な合意形成が図られるものと考えております。県としても、市町村と連携しながら、地域と共生した再エネ施設の導入促進に努めてまいりたいと考えております。

○大内真理委員 宮城県は、現ゾーニングマップ作成時、市町への照会とパブコメは行ったと言いますが、パブコメ数は僅か十三件。地域住民との意見交換は全くしていません。その結果、住民のほとんどが知らないうちに、当該地域が促進エリアに勝手に指定され、その結果、宮城県によって大規模風力発電事業を呼び込まれたことになりました。合意形成を軽視したことを反省していただきたいと思っております。みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略には、県内で二〇一二年以降、メガソーラー計画によって森林が伐採され、裸地となってしまった楽天堂場約千七十個分の地域を植林などで森林に回復させる計画が一切ありません。また、CO₂の最も多い石炭火力発電所の全面廃止についても、一言も触れられていません。既に伐採された森林の回復と、石炭火力発電所の廃止。この二点は、みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略に絶対不可欠と考えます。大きく位置づけ、明記すべきですがいかがでしょうか。

○佐藤靖彦環境生活部長 先人たちが大切に守ってきた県民共有の財産である森林や景観の保全などに最大限配慮しながら、地域と共生した再生可能エネルギーの普及拡大を図ることが非常に重要であるというふうに考えております。現在策定中の仮称みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略では、吸収源対策として、再造林・間伐による森林整備などにより、基準年度である二〇一三年度の森林等による吸収量を維持する目標を掲げております。また、森林の保全を図り再エネ施設を森林以外の適地に誘導するための方策として、新たな税の導入の検討を行っているところであります。地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出が多い石炭火力発電は、脱炭素社会の実現を目指していく上で好ましいものではないと認識しておりますが、石炭火力発電を含めた火力発電の在り方については、国際社会の動向などを踏まえ、国が決定すべきものと考えております。

引き続き、森林の多面的機能の維持・強化を図るとともに、温室効果ガスを大規模に排出する事業者に対し、水素をはじめとする二酸化炭素を排出しない燃料の活用を働きかけるなど、脱炭素社会の実現に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

○大内真理委員 既に伐採されてしまった森林の回復と、石炭火力発電所の廃止。この二点の位置づけがないままでは、みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略は看板倒れです。引き続き再考を求めてまいります。

社会全体で支える宮城の子ども・子育てについて、ほとんど質疑できませんでした。村井知事発案の孫休暇の創設は、県内に様々なハレーションを起こしております。私は悪いとは思いませんが、全国十五県が実施している、授業参観など子供のためなら何にでも使えるように看護休暇の要件を緩和し、更に日数を増やすことが急務と考えます。来年からの孫休暇とセットで実現していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○志賀真幸総務部長 我が県におきましても、子育てに関する様々な休暇制度を設けてございます。授業参観等を目的とした休暇につきましても、既に職員団体などから御要望を伺っているところでございます。いずれにいたしましても、特別休暇制度につきましても、人事委員会規則の改正も必要になりますので、必要に応じて人事委員会と調整してまいりたいと考えてございます。

○大内真理委員 あまりにも残念です。どうぞ再考を求めます。これからもよろしくお願いします。

以上です。ありがとうございました。